

# 災害にあったときの給付について

このたびの「平成28年熊本地震」により被災された組合員（任意継続組合員を含む。以下同様。）の皆様にご心よりお見舞申し上げます。

共済組合では、組合員又は被扶養者が水震火災その他非常災害により損害を受けた場合や、死亡された場合の給付を行っていますのでお知らせします。

## ◇災害見舞金

組合員やその被扶養者が水震火災その他の非常災害（盗難を除く）によって、住居（※1）や家財（※2）に損害を受けたときは、その損害の程度（※3）に応じて、共済組合から災害見舞金が支給されます。

災害見舞金の支給を受けようとする組合員は、次に掲げる提出書類を、所属所を経由して、共済組合に提出していただきますようお願いいたします。（任意継続組合員は、直接共済組合へご提出ください。）

なお、必要に応じて、組合員、所属所共済組合事務担当者及び共済組合担当職員の三者（任意継続組合員の場合は、共済組合担当職員と二者）立会いのもと、被災現場において被害状況を確認させていただきます。

### <住居とは？>（※1）

現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。ただし、普段使用していない別棟の離れ屋、物置、門及び塀は住居には含みません。

### <家財とは？>（※2）

住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、原則、住居内にあるものに限られます。家財の詳細は、別添の「家財（品目・品名）リ災試算表」の品目をご覧ください。

なお、家財には、組合員及びその被扶養者が社会生活上必要なものとして使用している自家用車両が含まれますのでご注意ください。（農耕用車両・営業用車両は除く。）

（家財に含まれないもの）

山林、宅地、田畑、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券、倉庫等に預けているもの。

## <損害の程度とは？> (※3)

「損害の程度」は、住居又は家財をそれぞれ別個に換価して判定します。

災害見舞金の給付月数は、損害の程度に応じて、標準報酬の月額に下表の月数を乗じて得た額で、3月が上限です。

住居の損害の程度については、市町村が発行する「り災証明書」に記載されている「り災の程度」を勘案して判定を行います。

また、家財の換価方法については、別添「[家財（品目・品名）り災試算表](#)」に掲げる品目で該当するものについて、各々の品目額・損害額ともに再取得価額により算定します。家財の損害の程度が 1/3 以上に該当するか否かについては、[同試算表](#)にて各自ご確認をお願いします。

損 害 の 程 度		月 数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。		3 月
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。		2 月
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。		
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。		1 月
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。		
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。		0.5月
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
浸 水 の 程 度		月 数
浸水により平屋建の家屋（家財を含む。）が損害を受けた場合、当分の間、その損害の程度の認定が困難な場合に限り、住居及び家財の損害を区分することなく、次の外形的標準により取り扱う。	床上30センチメートル以上	0.5月
	床上120センチメートル以上	1 月

<損害区分別の提出書類一覧表>～ ○（必要）、×（不要）

必要書類等	住居の損害	家財の損害	備考
<a href="#">災害見舞金請求書</a>	○	○	住居・家財の両方に損害を受けた場合には、1部で可。
<a href="#">り災状況申告書</a>	○	○	
り災証明書（※）	○	×	写しの場合には、原本証明で可。
被災箇所の写真	○	○	できれば複数・多方面から撮影してください。
被災住居の平面図	○	×	被災箇所に印を付けて提出してください。
<a href="#">家財（品目・品名）り災試算表</a>	×	○	

※ 災害見舞金請求書中の「り災証明欄」に証明がある場合には、り災証明書は不要。

<留意事項>

1. 災害見舞金等については、給付事由の生じた日（＝り災した日）から2年間行わないときには、時効により消滅します。
2. 組合員と被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財として取り扱うため、組合員と被扶養者の住居又は家財のそれぞれを合算して、損害の程度を判定することになりますので、ご注意ください。
3. 場合によっては、上記に掲げる書類以外にも提出をお願いすることがありますのであらかじめご了承ください。
4. 上記書類をすべてご提出いただいた場合でも、支給要件に該当しないと判定したときは、災害見舞金は支給されませんのであらかじめご了承ください。

◇**弔慰金・家族弔慰金**

水震火災その他の非常災害によって、組合員又は被扶養者が死亡された場合は弔慰金又は家族弔慰金が支給されますので、共済組合保険課（Tel096-365-1900）又は所属所共済組合事務担当者までお問合せください。

◇**埋葬料・家族埋葬料**

組合員又は被扶養者が死亡された場合は、埋葬料又は家族埋葬料が支給されますので、共済組合保険課（Tel096-365-1900）又は所属所共済組合事務担当者までお問合せください。